

【研究開発部部員 マジメにつぶやきました】

～品質管理のおしごと編～

## 製品別使用期限・出荷期限の延長について

2024年9月

弊社では社内 GMP\* 手順書「製造所からの出荷判定手順書」に基づいて、3～4年に一度、製品の保存サンプル（全製品について製造ロットごとに1個以上を5年以上保存）のチェック（それぞれの製品の状態をロットごとすべて確認）を行っています。全製品（長いもので10年分）ですので2～3カ月かかります。その結果を踏まえ、製品別使用期限・出荷期限を検討します。

今回は5月～7月にかけてチェックを行いました。その内、粉物や口紅等のメイク製品について、3年以上の使用期限は変わりませんが、5年まで延長可能かどうかの検討を初めて行いました。その結果、5年であれば、ほとんどのものが製品規格を逸脱することはないことを確認できました。従いまして、3年で販売しきれなかったものに限りませんが、再試験を行ったうえで、1年ずつ最長2年、使用期限及び出荷期限の延長措置を行うことにいたしました。

\*GMP (Good Manufacturing Practice の略) …化粧品では主に「化粧品の製造管理及び品質管理に関する技術指針（化粧品 GMP）」という化粧品業界の自主基準の意味で使われる。